

昭和六十三年法律第五十三号
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護
に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）	第二章 特定物質等の製造等の規制（第四条—第六条）
第三章 特定物質等その他の物質に関する届出（第十七条—第十八条）	第四章 特定物質等の排出の抑制及び使用的合理化（第十九条—第二十条）
第五章 雑則（第二十一条—第二十九条）	第六章 罰則（第三十条—第三十四条）
附則	

掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

のの数量（第八条第二項において「輸出予定数量」という。）及びその仕向地

六 その他経済産業省令で定める事項

第七条 経済産業大臣は、我が国の特定物質等の種類との生産量及び消費量が議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない限度を超えるものとならないよう、かつ、特定物質等の製造及び輸出入の状況及び動向その他の事情を勘案して、第四条第一項若しくは第五条の第二項の許可、第五条第一項の規定による指定若しくは同条第三項の規定による変更又は前条の輸入の承認に関する処分を行うものとする。

（許可製造数量の指定）

第一条 この法律は、国際的に協力して気候に及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウaine条約（以下「条約」という。）及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するための特定物質等の製造の規制並びに排出の抑制及び使用の合理化に関する措置等を講じ、もつて人の健康の保護及び生活環境等を公表するものとする。	第二章 特定物質等の製造等の規制（製造数量の許可）	第三章 特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度（議定書の規定に即して特定物質等の種類ごとに経済産業省令で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該規制年度において製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の場合は、この限りでない。	第四章 特定物質等の規制（許可）	第五章 特定物質等を製造しようとする者は、その種類及び規制年度（議定書の規定に即して特定物質等の種類ごとに経済産業省令で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、当該規制年度において製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の場合は、この限りでない。	第六章 特定物質等を輸入しようとする者は、外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。
第二条 この法律において「特定物質」とは、オゾン層を破壊する物質であつて政令で定めるものをいう。	第三条 この法律において「特定物質等」とは、特定物質及び特定物質代替物質（特定物質に代替する物質であつて地球温暖化に深刻な影響をもたらすものとして政令で定めるものをいう。第四項第二号において同じ。）をいう。	第四条 この法律における特定物質等の種類は、政令で定める。	第五条 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質等を製造するとき。	第六条 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質等を製造するとき。	第七条 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質等を製造するとき。
第三条 特定物質の規定に即して定められた各号は、議定書の規定によつて定められた各号に定める係数を乗じたものとする。	第四条 特定物質の規定に即して定められた各号は、議定書の規定によつて定められた各号に定める係数を乗じたものとする。	第五条 第十一条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該特定物質等を製造するとき。	第六条 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質等を製造するとき。	第七条 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質等を製造するとき。	第八条 第四条第一項又は第五条の二第一項の許可を受けた者（以下「許可製造者」という。）は、その許可に係る規制年度内において、経済産業大臣が告示する期間内に、第四条第一項又は第五条の二第一項の許可に係る数量（以下「許可製造数量」という。）の増加の許可を申請することができる。
第三条 特定物質代替物質 政令で定める地球温暖化係数	第四条 特定物質 政令で定めるオゾン層破壊係数	第五条 第十一条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該特定物質等を製造するとき。	第六条 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質等を製造するとき。	第七条 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質等を製造するとき。	第八条 第四条第一項又は第五条の二第一項の許可を受けた者（以下「許可製造者」という。）は、その許可に係る規制年度内において、経済産業大臣が告示する期間内に、第四条第一項又は第五条の二第一項の許可に係る数量（以下「許可製造数量」という。）の増加の許可を申請することができる。
第三条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び議定書の的確かつ円滑な実施を図るために、次に掲げる事項等の公表	第四条 製造設備の構造及び能力	第五条 第十一条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該特定物質等を製造するとき。	第六条 特定物質等を輸入しようとする者は、外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。	第七条 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質等を製造するとき。	第八条 第四条第一項又は第五条の二第一項の許可を受けた者（以下「許可製造者」という。）は、その許可に係る規制年度内において、経済産業大臣が告示する期間内に、第四条第一項又は第五条の二第一項の許可に係る数量（以下「許可製造数量」という。）の増加の許可を申請することができる。
第三条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び議定書の的確かつ円滑な実施を図るために、次に掲げる事項等の公表	第四条 製造設備の構造及び能力	第五条 第十一条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該特定物質等を製造するとき。	第六条 特定物質等を輸入しようとする者は、外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。	第七条 第十一条第一項又は第十二条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る数量以下の当該種類の特定物質等を製造するとき。	第八条 第四条第一項又は第五条の二第一項の許可を受けた者（以下「許可製造者」という。）は、その許可に係る規制年度内において、経済産業大臣が告示する期間内に、第四条第一項又は第五条の二第一項の許可に係る数量（以下「許可製造数量」という。）の増加の許可を申請することができる。

第十三条 第二項若しくは第五条の二第一項の許可又は第八条第一項の増加の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
第二項 前項の条件は、議定書的確かつ円滑な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。
(製造数量の確認)

第十四条 特定物質等を製造しようとする者は、

その種類及び規制年度ごとに、特定物質等が経

済産業省令、環境省令で定める基準に従い当該

規制年度内に破壊されたこと又は破壊されるこ

とが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特

定物質等（当該証明に係る種類のものに限る。）

を製造することができる旨の経済産業大臣の確

認を受けることができる。

前項の確認を受けようとする者は、特定物質

等の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に

同項の規定による証明に係る書面を添付して、

経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 破壊を行つた者又は行うことが確実である者

者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 破壊された数量又は破壊されることが確実である数量並びに破壊の場所及び年月日

四 製造しようとする特定物質等の製造及び貯

蔵の場所

五 その他経済産業省令で定める事項

3 第二項の政令で定める特定物質等を製造する

者が、その製造に係る当該特定物質等にこれが

その種類及び規制年度ごとに、特定物質等が当

該規制年度内に当該特定物質等以外の物質（当

該特定物質等と当該特定物質等以外の物質の混

合物を除く。）の製造工程において原料として使

用されたこと又は使用されることが確実であ

ることを経済産業省令で定めるところにより証

明して、当該証明に係る数量の特定物質等（当

該証明に係る種類のものに限る。）を製造する

ことができる。

（確認製造者の変更の届出）

第十四条 第二項第一項、第十二条第一項又は

前項第一項の確認を受けた者（以下「確認製造

者」という。）は、第十二条第二項第一号若し

くは第四号、第十二条第二項第一号若しくは第

四号又は前条第二項第一号若しくは第三号に掲

げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、そ

の旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（承継）

第十五条 許可製造者若しくは確認製造者が当該

事業の全部を譲渡し、又は許可製造者若し

くは確認製造者について相続、合併若しくは分

割（当該許可又は確認に係る種類の特定物質等

の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）

があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた

者又は相続人（相続人が二人以上ある場合にお

いて、その全員の同意により事業を繼續すべき

相続人を選定したときは、その者、合併後存

続する法人若しくは合併により設立した法人若

しくは分割により当該事業の全部を承継した法

人は、許可製造者又は確認製造者の地位を承継

する。

前項の規定により許可製造者又は確認製造者

の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を

届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第十六条 経済産業大臣は、許可製造者が次の各

号のいずれかに該当するときは、第四条第一項

若しくは第五条の二第一項の許可を取り消し、

又は許可製造数量を削減することができる。

一 不正の手段により第四条第一項若しくは第

五条の二第一項の許可又は第五条第三項の規

定による変更若しくは第八条第一項の増加の

許可を受けたことが判明したとき。

二 第五条第四項の規定に違反して特定物質等

を製造したとき。

三 第十条第一項の条件に違反したとき。

2 経済産業大臣は、許可製造者が、製造予定数

量が許可製造数量（第八条第一項の増加の許

可、第九条第二項の規定による届出又は前項の規

定による削減があつたときは、これらの処分

又は届出による変更後のもの）を下回ることが

確実となつた場合として経済産業省令で定める

要件に該当する場合において、第七条に規定す

る事情を勘案して特に必要があると認めるとき

は、許可製造数量を減少させることができる。

3 経済産業大臣は、確認製造者が不正の手段に

より第十二条第一項、第十二条第一項又は第十

3 前項の規定による届出があつたときは、届出をした者の許可製造数量は、届出に係る製造予定数量に変更されるものとする。（許可の条件）

2 前項の条件は、議定書的確かつ円滑な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を確保し、又は許可に係る事項の確実な実施を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（製造数量の確認）

第十四条 特定物質等を製造しようとする者は、

その種類及び規制年度ごとに、特定物質等が経

済産業省令、環境省令で定める基準に従い当該

規制年度内に破壊されたこと又は破壊されるこ

とが確実であることを経済産業省令で定めるところにより証明して、当該証明に係る数量の特

定物質等（当該証明に係る種類のものに限る。）

を製造することができる旨の経済産業大臣の確

認を受けることができる。

前項の確認を受けようとする者は、特定物質

等の種類ごとに、次の事項を記載した申請書に

同項の規定による証明に係る書面を添付して、

経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 破壊を行つた者又は行うことが確実である者

者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 破壊された数量又は破壊されることが確実である数量並びに破壊の場所及び年月日

四 製造しようとする特定物質等の製造及び貯

蔵の場所

五 その他経済産業省令で定める事項

3 第二項の政令で定める特定物質等を製造する

者が、その製造に係る当該特定物質等にこれが

その種類及び規制年度ごとに、特定物質等が当

該規制年度内に当該特定物質等以外の物質（当

該特定物質等と当該特定物質等以外の物質の混

合物を除く。）の製造工程において原料として使

用されたこと又は使用されることが確実であ

ることを経済産業省令で定めるところにより証

明して、当該証明に係る数量の特定物質等（当

該証明に係る種類のものに限る。）を製造する

ことができる。

（確認製造者の変更の届出）

第十四条 第二項第一項、第十二条第一項又は

前項第一項の確認を受けた者（以下「確認製造

者」という。）は、第十二条第二項第一号若し

くは第四号、第十二条第二項第一号若しくは第

四号又は前条第二項第一号若しくは第三号に掲

げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、そ

の旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（承継）

第十五条 許可製造者若しくは確認製造者が当該

事業の全部を譲渡し、又は許可製造者若し

くは確認製造者について相続、合併若しくは分

割（当該許可又は確認に係る種類の特定物質等

の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）

があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた

者又は相続人（相続人が二人以上ある場合にお

いて、その全員の同意により事業を繼續すべき

相続人を選定したときは、その者、合併後存

続する法人若しくは合併により設立した法人若

しくは分割により当該事業の全部を承継した法

人は、許可製造者又は確認製造者の地位を承継

する。

前項の規定により許可製造者又は確認製造者

の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を

届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第十六条 経済産業大臣は、許可製造者が次の各

号のいずれかに該当するときは、第四条第一項

若しくは第五条の二第一項の許可を取り消し、

又は許可製造数量を削減することができる。

一 不正の手段により第四条第一項若しくは第

五条の二第一項の許可又は第五条第三項の規

定による変更若しくは第八条第一項の増加の

許可を受けたことが判明したとき。

二 第五条第四項の規定に違反して特定物質等

を製造したとき。

三 第十条第一項の条件に違反したとき。

2 経済産業大臣は、許可製造者が、製造予定数

量が許可製造数量（第八条第一項の増加の許

可、第九条第二項の規定による届出又は前項の規

定による削減があつたときは、これらの処分

又は届出による変更後のもの）を下回ることが

確実となつた場合として経済産業省令で定める

要件に該当する場合において、第七条に規定す

る事情を勘案して特に必要があると認めるとき

は、許可製造数量を減少させることができる。

3 経済産業大臣は、確認製造者が不正の手段に

より第十二条第一項、第十二条第一項又は第十

三条第一項の確認を受けた者（以下「確認製造

者」という。）は、第十二条第二項第一号若し

くは第四号、第十二条第二項第一号若しくは第

四号又は前条第二項第一号若しくは第三号に掲

げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、そ

の旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（承継）

第十五条 許可製造者若しくは確認製造者が当該

事業の全部を譲渡し、又は許可製造者若し

くは確認製造者について相続、合併若しくは分

割（当該許可又は確認に係る種類の特定物質等

の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）

があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた

者又は相続人（相続人が二人以上ある場合にお

いて、その全員の同意により事業を繼續すべき

相続人を選定したときは、その者、合併後存

続する法人若しくは合併により設立した法人若

しくは分割により当該事業の全部を承継した法

人は、許可製造者又は確認製造者の地位を承継

する。

前項の規定により許可製造者又は確認製造者

の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を

届け出なければならない。

（許可の取消し等）

第十六条 経済産業大臣は、許可製造者が次の各

号のいずれかに該当するときは、第四条第一項

若しくは第五条の二第一項の許可を取り消し、

又は許可製造数量を削減することができる。

一 不正の手段により第四条第一項若しくは第

五条の二第一項の許可又は第五条第三項の規

定による変更若しくは第八条第一項の増加の

許可を受けたことが判明したとき。

二 第五条第四項の規定に違反して特定物質等

を製造したとき。

三 第十条第一項の条件に違反したとき。

2 経済産業大臣は、許可製造者が、製造予定数

量が許可製造数量（第八条第一項の増加の許

可、第九条第二項の規定による届出又は前項の規

定による削減があつたときは、これらの処分

又は届出による変更後のもの）を下回ることが

確実となつた場合として経済産業省令で定める

要件に該当する場合において、第七条に規定す

る事情を勘案して特に必要があると認めるとき

は、許可製造数量を減少させることができる。

3 経済産業大臣は、確認製造者が不正の手段に

より第十二条第一項、第十二条第一項又は第十

三条第一項の確認を受けた者（以下「確認製造

者」という。）は、第十二条第二項第一号若し

くは第四号、第十二条第二項第一号若しくは第

四号又は前条第二項第一号若しくは第三号に掲

げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、そ

の旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（承継）

第十五条 許可製造者若しくは確認製造者が当該

事業の全部を譲渡し、又は許可製造者若し

くは確認製造者について相続、合併若しくは分

割（当該許可又は確認に係る種類の特定物質等

の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）

があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた

者又は相続人（相続人が二人以上ある場合にお

3 環境大臣は、前項の規定による排出の抑制についての指導及び助言の実施に關し、主務大臣に意見を述べることができる。

4 経済産業大臣は、第二項の規定による使用的合理化についての指導及び助言の実施に關し、主務大臣に意見を述べることができる。

5 第二項における主務大臣は、同項の指導及び助言の対象となる者の事業を所管する大臣とする。

第五章 雜則

(国の援助)

第二十一条 国は、特定物質等に代替する物質の開発及び利用並びに特定物質等の排出の抑制又は使用の合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(観測及び監視)

第二十二条 気象庁長官は、オゾン層の状況及び大気中における特定物質等の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による観測の成果等を活用しつゝ、特定物質(特定物質以外の物質であつて政令で定めるものを含む。次条において同じ。)によるオゾン層の破壊の状況及び大気中における特定物質等の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表するものとする。

(研究の推進等)

第二十三条 国は、特定物質のオゾン層に及ぼす影響の研究その他オゾン層の保護に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(帳簿)

第二十四条 許可製造者は、帳簿を備え、当該許可に係る規制年度の当該許可に係る種類の特定物質等の製造数量及び輸出数量その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の微収)

第二十五条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可製造者又は確認製造者に対し、その業務に關し報告をさせることができること。

(立入検査)

第二十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者又は確認製造者の事務所、工場その他の事業場

に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定物質等を無償で收取させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、そなへばならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び收取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞の特例)

第二十七条 経済産業大臣は、第十六条第一項の規定による削減、同条第二項の規定による減少又は同条第三項の規定による削減の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行なわなければならない。

2 第十六条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に参加する手続に参加することを求めたときは、これを許さなければならない。

2 不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にならなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

四 (農林水産大臣との協議)

第二十八条の二 経済産業大臣は、次の場合は、農林水産大臣と協議しなければならない。

一 政令で定める特定物質を含む種類の特定物質の製造についての第四条第一項の許可をしようとするとき。

二 政令で定める特定物質を含む種類の特定物質の製造についての第四条第一項の許可をし、又は

二 前号の許可に係る数量について、第五条第

一項の規定による指定をし、又は同条第三項の規定によりこれを変更しようとするとき。

三 第一号の政令で定める特定物質の製造につ

いての第五条の二第一項の許可をしようするとき。

四 第一号又は前号の許可に係る数量について、第六条第一項の規定による削減若しくは同条第二項の規定による減少の処分をしようとするとき。

五 第一号又は第三号の許可について、第十条第一項の規定により条件を付し、若しくはこれに変更し、又は第十六条第一項の規定による削減の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行なわなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に参加する手続に参加することを求めたときは、これを許さなければならない。

2 不作為についての審査請求に対する裁決は、一号の政令で定める特定物質に係る事項に関する第一項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、又は第十六条第一項の規定による削減の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行なわなければならない。

2 経済産業大臣及び環境大臣は、排出抑制・使

用合理化指針を定めようとするときは、前項第一号の政令で定める特定物質に係る事項に関する第一項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、又は改廃する場合は、それぞれ当該農林水産大臣と協議しなければならない。

2 (経過措置)

第二十九条 この法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができること。

第六章 罰則

第三十条 第四条第一項又は第五条第四項の規定に違反して特定物質等を製造した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十四条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十六条第一項の規定による検査若しくは收取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は

同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

四 条又是第十五条第二項による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に處する。

五 第二十九条の二第一項の規定に基づく政令には、その政令の規定に違反した者を二十万円以下の罰金に處する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して當該違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の刑を科する旨の規定を設けることができる。

2 附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び附則第三条の規定

二 第三条、第二章第一節、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十四条(第二号を除く。)、第三十五条(第二号、第四号及び第六号を除く。)、第三十六条(第三号、第四号及び第六号を除く。)の規定並びに第三十七条(第二号を除く。)の規定

三 議定書が日本国について効力を生ずる日

一 前項の規定にかかるわらず、議定書が日本国について効力を生ずる日が、議定書が効力を生ずる日後となる場合又は昭和六十八年一月一日後となる場合には、同項第二号及び第三号に掲げる規定は、政令で定める日から施行する。

二 第二十四条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十六条第一項の規定による検査若しくは收取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は

同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

係る輸出用製造数量の指定をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は施行日において新法第四条第一項の許可を受けたものと、その指定を受けた者は施行日において当該許可に係る新法第五条第一項の指定を受けたものとみなす。

3 新法第二条第二項に規定する特定物質代替物質について新法第十二条第一項の確認を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項の規定の例により、その申請を行うことがで

きる。

4 経済産業大臣は、前項の規定による確認の申請があつた場合には、施行日前においても、その確認をすることができる。この場合において、その確認を受けた者は、施行日において新法第十二条第一項の確認を受けたものとみなす。

(報告)

第三条 経済産業大臣は、新法第三条第一項第一号に規定する生産量及び消費量の算定を行つため、平成二十三年から平成二十五年までの間に議定書附属書Fに掲げる物質の製造、輸出又は輸入を行つた者に対し、当該物質について新法第二条第二項に規定する特定物質代替物質に関する同条第四項の規定の例により算定した製造数量、輸出数量又は輸入数量の報告を求めることができる。

(政令への委任)

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日